

資料2 3ページ差替後

<修正のポイント>

- ・当初の素案で一つの条にまとめていた内容について、項目ごとに条を分割しています。
- ・「情報取得、共有」は第4条第2項で述べているため、第7条以降には位置付けていません。※手話言語条例と同様
- ・手話言語条例では「言語としての手話」に関する内容を位置づけ、「手話通訳」及び「意思疎通」に関する内容は、「障害者の意思疎通に関する条例」において位置付けるものとして本案では整理しています。
- ・(第11条)「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の条文を参考に作成しています。

(参考) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号) ※抜粋

(障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策)

- 第十三条 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者(第十五条において「意思疎通支援者」という。)の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設(移動施設を含む。)を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。